

○所得税基本通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(温泉利用権)</p> <p>2-18 温泉を利用する権利は、令第6条第8号<u>ホ</u>に掲げる水利権に準ずる減価償却資産とする。</p> <p>(注) この権利の取得価額については49-9、償却費の計算については49-26参照</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、令第6条第8号<u>カ</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。</p> <p>(注) これらの権利の取得価額については、49-10参照</p> <p>(公共下水道施設の使用のための負担金)</p> <p>2-21 下水道法第2条第3号((公共下水道の定義))に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第6条第8号<u>ノ</u>に掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号<u>ネ</u>に掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利の</p>	<p>法第2条((定義))関係</p> <p>〔減価償却資産(第19号関係)〕</p> <p>(温泉利用権)</p> <p>2-18 温泉を利用する権利は、令第6条第8号<u>ニ</u>に掲げる水利権に準ずる減価償却資産とする。</p> <p>(注) この権利の取得価額については49-9、償却費の計算については49-26参照</p> <p>(出漁権等)</p> <p>2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、令第6条第8号<u>ウ</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。</p> <p>(注) これらの権利の取得価額については、49-10参照</p> <p>(公共下水道施設の使用のための負担金)</p> <p>2-21 下水道法第2条第3号((公共下水道の定義))に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第6条第8号<u>レ</u>に掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号<u>ヅ</u>に掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利の</p>

うち電話加入権（加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。）及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。

（職業に必要な技術の教授をする課程の意義）

2-45 令第11条の3第2項第1号イ（（勤労学生の範囲））に規定する「職業に必要な技術の教授をする」課程とは、一定の資格、特殊な技能又は専門的な知識を必要とする職業におけるその一定の資格の取得又は特殊な技能若しくは専門的な知識の習得に必要な学科、実技等の教授をする課程をいうものとする。

（授業時間数の判定）

2-45の2 令第11条の3第2項各号に規定する授業時間数には、正味の授業時間のほか、授業と授業の間における通常の休憩時間（昼食のための休憩時間を除く。）が含まれるものとする。

法第10条（（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）関係

（削 除）

うち電話加入権（加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。）及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。

（職業に必要な技術の教授をする課程の意義）

2-45 令第11条の3第2項第1号（（勤労学生の範囲））に規定する「職業に必要な技術の教授をする」課程とは、一定の資格、特殊な技能又は専門的な知識を必要とする職業におけるその一定の資格の取得又は特殊な技能若しくは専門的な知識の習得に必要な学科、実技等の教授をする課程をいうものとする。

（新 設）

法第10条（（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）関係

（非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式）

10-28 令第45条第5項に規定する書類（以下この項において「非課税貯蓄みなし廃止通知書」という。）及び非課税貯蓄者死亡通知書の標準的な様式は、それぞれ次の様式1及び様式2とする。

[様式 1]

非課税貯蓄みなし廃止通知書												
税 務 署 長 殿					令 和 年 月 日							
貯蓄の 受入機 関の當 業所等	所在地											
	名 称											
	業 務 所 番 号				個人番号又は 法人番号							
下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。												
郵便番号		—			個人番号							
フリガナ住所												
フリガナ氏名							生年 月日	令和 年	平成 年	昭和 年	大正 年	明治 年
最高限度額	万円	種 別	1 預 貯 金		2 合同運用信託							
			3 有 価 証 券		4 特定公募公社債 等運用投資信託							
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日							年	1	月	1	日	
(摘要)												

(用紙 規格 A 6)

[様式 2]

非課税貯蓄者死亡通知書												
税 務 署 長 殿					令 和 年 月 日							
貯蓄の 受入機 関の當 業所等	所在地											
	名 称											
	業 務 所 番 号				個人番号又は 法人番号							
下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。												
郵便番号		—			個人番号							
フリガナ住所												
フリガナ氏名							生年 月日	令和 年	平成 年	昭和 年	大正 年	明治 年
種 別	最高 限度 額	1 預 貯 金		2 合同運用信託								
		3 有 価 証 券		4 特定公募公社債 等運用投資信託								
死亡年月日		令和 年 月 日										
							死亡届出書 受理日	令和 年 月 日				

(用紙 規格 A 6)

(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

49-23 鉱業用減価償却資産、鉱業権又は貯留権（49-25において「鉱業用減価償却資産等」という。）の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法若しくは生産高等比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却費（令第134条第2項の規定による償却費を除く。）は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。

(1) 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。

イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、ゼロ）を残存価額とする。

ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなす。

(2) 耐用年数は、次の資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年数による。

イ 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道 その変更をした年の1月1日以後における採掘予定数量を基礎として耐用年数省令第1条第2項第1号、第3号又は第4号（一般の減価償却資産の耐用年数）の規定により税務署長が認定した年数

ロ 貯留権 その変更をした年の1月1日以後における注入予定数量を基礎として耐用年数省令第1条第2項第5号の規定により、税務署長が認定した年数

ハ 坑道以外の鉱業用減価償却資産 その資産について定められている耐用年数又は次の算式により計算した年数（その年数が2年に満たない場合には、2年）

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{\text{その変更をした年の1月1日における当該資産の未償却残額}}{\text{当該資産の実際の取得価額}}$$

（定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却費の計算）

49-25 鉱業用減価償却資産等の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合、定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合又は定額法を生産高等比例法に変更した場合には、その後の償却費（令第134条第2項の規定による償却費を除く。）は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。

(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、ゼロ）を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数（当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした年の1月1日以後における採掘予定年数がその残存

49-23 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却費（令第134条第2項の規定による償却費を除く。）は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。

(1) 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。

イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、ゼロ）を残存価額とする。

ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなす。

(2) 耐用年数は、次の資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年数による。

イ 鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道 その変更をした年の1月1日以後における採掘予定数量を基礎として耐用年数省令第1条第2項第1号、第3号又は第4号（鉱業権及び坑道の耐用年数）の規定により税務署長が認定した年数

ロ イ以外の鉱業用減価償却資産 その資産について定められている耐用年数又は次の算式により計算した年数（その年数が2年に満たない場合には、2年）

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{\text{その変更をした年の1月1日における当該資産の未償却残額}}{\text{当該資産の実際の取得価額}}$$

（定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却費の計算）

49-25 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合又は定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合には、その後の償却費（令第134条第2項の規定による償却費を除く。）は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。

(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額（鉱業権及び坑道については、ゼロ）を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数（当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした年の1月1日以後における採掘予定年数がその残存

耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数)を基礎とする。

- (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区又は貯留区域の当該変更をした年の1月1日以後における採掘予定年数又は注入予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区又は貯留区域の当該採掘予定年数又は注入予定年数)を基礎とする。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は49-20の(2)のロ及び49-20の2の例による。

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産(令第138条及び第139条関係)〕

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

49-39の3 規則第34条の2((少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定))(規則第34条の3((一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 規則第34条の2第1項第1号に掲げる貸付け 居住者が委託先に対して、当該委託先の専ら当該居住者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む居住者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む居住者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、令第138条第1項又は第139条第1項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔固定資産等の損失〕

(事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等に準ずる債権)

51-10 法第51条第2項に規定する「事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権」(以下51-12までにおいて「貸金等」という。)には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の委託先に対して有する前渡金、工

耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数。以下この項において同じ。)を基礎とする。

- (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更をした年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数を基礎とする。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は49-20の(2)のロ及び49-20の2の例による。

〔少額の減価償却資産及び一括償却資産(令第138条及び第139条関係)〕

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

49-39の3 規則第34条の2((少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定))(規則第34条の3((一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 規則第34条の2第1項第1号に掲げる貸付け 居住者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該居住者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む居住者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む居住者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、令第138条第1項又は第139条第1項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

法第51条((資産損失の必要経費算入))関係

〔固定資産等の損失〕

(事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等に準ずる債権)

51-10 法第51条第2項に規定する「事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権」(以下51-12までにおいて「貸金等」という。)には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工

工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、委託先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(その有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの)

52-1 法第52条第1項に規定する「その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権……で当該事業の遂行上生じたもの」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の委託先に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、委託先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第78条((寄附金控除))関係

(出資に関する信託事務に充てられることが明らかな寄附金)

78-10 法第78条第2項第4号に規定する「出資に関する信託事務に充てられることが明ら

工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ(第1項関係)〕

(その有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの)

52-1 法第52条第1項に規定する「その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権……で当該事業の遂行上生じたもの」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

- (1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権
- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

法第78条((寄附金控除))関係

(新 設)

かなもの」とは、例えば、次のようなものが該当する。

- (1) 寄附金の使途を出資に関する信託事務に限定して募集されたもの
- (2) 出資に関する信託事務に使途を指定して行われたもの

法第161条((国内源泉所得))関係

[恒久的施設]

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借をしている固定資産(令第6条第8号イからネまで((減価償却資産の範囲))に掲げる無形固定資産を除く。)、使用許諾を受けた無形資産(令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。)等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

(注) 本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第204条((源泉徴収義務))関係

[弁護士等の報酬又は料金(第2号関係)]

(火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の範囲)

204-16 令第320条第2項に規定する火災損害鑑定人とは、一般社団法人日本損害保険協会に登録されている火災損害登録鑑定人及び火災損害登録鑑定人補をいい、同項に規定する自動車等損害鑑定人とは同協会に登録されているアジャスターをいうことに留意する。

[診療報酬(第3号関係)]

(診療報酬の意義)

204-19 法第204条第1項第3号に掲げる「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の規定により支払われる診療報酬」とは、同法の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が支払う診療報酬をいうのであるから、当該機構が支払う診療報酬である限り、同法第18条第2項((業務))の規定により委託を受けて支払うものもこれに該当するが、いわゆる

法第161条((国内源泉所得))関係

[恒久的施設]

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借をしている固定資産(令第6条第8号イからツまで((減価償却資産の範囲))に掲げる無形固定資産を除く。)、使用許諾を受けた無形資産(令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。)等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

(注) 本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第204条((源泉徴収義務))関係

[弁護士等の報酬又は料金(第2号関係)]

(火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の範囲)

204-16 令第320条第2項に規定する火災損害鑑定人とは、社団法人日本損害保険協会に登録されている火災損害登録鑑定人及び火災損害登録鑑定人補をいい、同項に規定する自動車等損害鑑定人とは同協会に登録されているアジャスターをいうことに留意する。

[診療報酬(第3号関係)]

(診療報酬の意義)

204-19 法第204条第1項第3号に掲げる「社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬」とは、同法の規定により社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬をいうのであるから、当該基金が支払う診療報酬である限り、同法第15条第2項((業務))の規定により委託を受けて支払うものもこれに該当するが、いわゆる社会保険制度に基づく

社会保険制度に基づく診療報酬であっても、健康保険組合、国民健康保険を行う市町村又は国民健康保険組合が直接支払う診療報酬は、これに該当しないことに留意する。

法第205条((徴収税額)関係)

(同一人に対しその月分として支払われる金額の意義)

205-3 令第322条の表に規定する「同一人に対しその月分として支払われる金額」とは、診療機関からその月分として医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出された診療報酬請求書に対応する診療報酬の額をいい、その月前に支払われた報酬の額に誤り等があったため、その誤り等をその月分の診療報酬請求書に対応する診療報酬の額で調整した場合には、その調整後の金額をいう。

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、この附則に別段の定めがあるものを除き、令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

この法令解釈通達による改正後の204-19及び205-3の取扱いは、医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から適用する。

診療報酬であっても、健康保険組合、国民健康保険を行う市町村又は国民健康保険組合が直接支払う診療報酬は、これに該当しないことに留意する。

法第205条((徴収税額)関係)

(同一人に対しその月分として支払われる金額の意義)

205-3 令第322条の表に規定する「同一人に対しその月分として支払われる金額」とは、診療機関からその月分として社会保険診療報酬支払基金に提出された診療報酬請求書に対応する診療報酬の額をいい、その月前に支払われた報酬の額に誤り等があったため、その誤り等をその月分の診療報酬請求書に対応する診療報酬の額で調整した場合には、その調整後の金額をいう。

(新 設)